

監査基準報告書 200「財務諸表監査における総括的な目的」の改正について

2024年9月26日

日本公認会計士協会

新	旧
監査基準報告書 200	監査基準報告書 200
<b>財務諸表監査における総括的な目的</b>	<b>財務諸表監査における総括的な目的</b>
2011年12月22日 改正 2013年6月17日 改正 2014年4月4日 改正 2015年5月29日 改正 2019年6月12日 改正 2021年1月14日 改正 2021年6月8日 改正 2022年6月16日 改正 2022年10月13日 改正 2023年1月12日 最終改正 2024年9月26日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第4号)	2011年12月22日 改正 2013年6月17日 改正 2014年4月4日 改正 2015年5月29日 改正 2019年6月12日 改正 2021年1月14日 改正 2021年6月8日 改正 2022年6月16日 改正 2022年10月13日 最終改正 2023年1月12日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第4号)
<b>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》</b> (省 略)	<b>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》</b> (省 略)
<b>《Ⅱ 要求事項》</b> (省 略)	<b>《Ⅱ 要求事項》</b> (省 略)
<b>《Ⅲ 適用指針》</b> (省 略)	<b>《Ⅲ 適用指針》</b> (省 略)
<b>《5. 十分かつ適切な監査証拠と監査リスク》</b> (第5項及び第16項参照) (省 略)	<b>《5. 十分かつ適切な監査証拠と監査リスク》</b> (第5項及び第16項参照) (省 略)

新	旧
<p><b>《(3) 監査の固有の限界》</b></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><b>《財務報告の性質》</b></p> <p>A45. 財務諸表の作成は、企業の実態及びその環境に基づき財務報告の枠組みにより要求される事項を適用する際、経営者の判断を伴う。さらに、多くの財務諸表項目には、主観的な判断や評価又は不確実性が関連しており、合理的と考えられる解釈や判断に幅が存在することがある。したがって、一部の財務諸表項目は、財務諸表項目の残高に影響を与える固有の変動要因があり、その影響は追加の監査手続を実施してもなくすことはできない。例えば、一部の会計上の見積りが該当する。</p> <p>監査基準報告書は、会計上の見積り及び関連する注記事項が適用される財務報告の枠組みに照らして合理的又は妥当であるかどうか、並びに企業の会計実務の質的側面（経営者の判断に偏向が存在する兆候を含む。）について、特定の検討を行うことを監査人に要求している（監査基準報告書 540「会計上の見積りの監査」及び監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」第 12 項参照）。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><b>《IV 適用》</b></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 倫理規則（2022年7月25日変更） （修正箇所：A13項からA15項）</li> <li>－ 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正） （上記以外の修正箇所）</li> </ul> </li> <li>・ 本報告書（2023年1月12日改正）は、次の公表物の公表に伴う追加の修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 倫理規則（2022年7月25日変更）</li> </ul> </li> <li>・ 本報告書（2024年9月26日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024年9月26日改正）</li> </ul> </li> </ul> </div>	<p><b>《(3) 監査の固有の限界》</b></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><b>《財務報告の性質》</b></p> <p>A45. 財務諸表の作成は、企業の実態及びその環境に基づき財務報告の枠組みにより要求される事項を適用する際、経営者の判断を伴う。さらに、多くの財務諸表項目には、主観的な判断や評価又は不確実性が関連しており、合理的と考えられる解釈や判断に幅が存在することがある。したがって、一部の財務諸表項目は、財務諸表項目の残高に影響を与える固有の変動要因があり、その影響は追加の監査手続を実施してもなくすことはできない。例えば、一部の会計上の見積りが該当する。</p> <p>監査基準報告書は、会計上の見積り及び関連する注記事項が適用される財務報告の枠組みに照らして合理的又は妥当であるかどうか、並びに企業の会計実務の質的側面（経営者の判断に偏向が存在する兆候を含む。）について、特定の検討を行うことを監査人に要求している（監査基準報告書 540「会計上の見積りの監査」及び監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」第 10 項参照）。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><b>《IV 適用》</b></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 倫理規則（2022年7月25日変更） （修正箇所：A13項からA15項）</li> <li>－ 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正） （上記以外の修正箇所）</li> </ul> </li> <li>・ 本報告書（2023年1月12日改正）は、次の公表物の公表に伴う追加の修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 倫理規則（2022年7月25日変更）</li> </ul> </li> </ul> </div>
	以 上